

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 : 水溶性防錆剤 WP-1
会社名 : 電子磁気工業株式会社
住所 : 東京都北区浮間5丁目6番20号
担当部門 : 開発部
電話番号 : 03-5970-8681 FAX : 03-5970-8680
緊急連絡先 : 担当部門に同じ
作成日 : 2011年6月15日 改訂日 : 2023年4月1日
整理番号 : SDS15130-23
製品コード : 15130, 15131
推奨用途及び使用上の制限 : 磁粉探傷試験(水仕様)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体	分類できない
可燃性固体	区分に該当しない
自然発火性液体	区分に該当しない
自然発火性固体	区分に該当しない
自己発熱性化学品	区分に該当しない
金属製腐食物質	分類できない

健康有害性の分類

急性毒性(経口)	区分5
急性毒性(経皮)	区分に該当しない
急性毒性(吸入:気体)	分類できない
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵及びミスト)	区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	区分に該当しない
発がん性	区分2
生殖毒性	区分2
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	区分1(肝臓)
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	区分2(肝臓、腎臓、血液、 中枢神経系)
誤えん有害性	分類できない

環境有害性の分類

水生環境有害性 短期(急性)	区分3
水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない
オゾン層への有害性	分類できない

GHS ラベル要素：

シンボル：感嘆符、腐食性、健康有害性



絵表示

：

注意喚起語

： 危険

危険有害性情報

： 飲み込むと有害のおそれ
皮膚刺激
重篤な眼の損傷
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
臓器の障害
長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害のおそれ
水生生物に有害

注意書き

：

【予防策】

すべての安全注意(SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。
容器を密閉し、取扱い時にこぼれない様に注意すること。
熱、火花、高温体などの着火源から遠ざけること。禁煙。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花のでない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講じること。取扱う際は、導電性の良い金属容器を使用し必ずアースをすること。
保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。
屋外または換気の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。
また、飲み込まないこと（飲み込むと下痢、嘔吐する）。
この製品を使用するときに飲食しないこと。
取扱い後は、良く手を洗うこと。
空容器に圧力をかけないこと（破裂の恐れがあるため）。
容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと（残留物が爆発・発火する恐れがあるため）。
環境への放出を避けること。

【対応】

火災の場合は消化には粉末、泡、炭酸ガス消化器を使用すること。
皮膚（又は髪）に付着した場合は、直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水（又はぬるま湯）と石けんで洗うこと。汚染された衣服を再使用する場合は洗濯すること。
皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断・手当を受けること。
眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。医師の診断・手当を受けること。
吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
飲み込んだ場合は、無理に吐かせないで直ちに医師の手当を受けること。
医師の診断が必要な場合は、製品容器又はラベル（又は SDS；本書類）を手元に用意すること。

【保管】

直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
子供の手の届かない場所に保管すること。

【廃棄】 内容物、容器を破棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に廃棄を委託(不明な場合は購入先に相談の上処理)すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
 化学品又は一般名 : 水及び添加剤

化学品名又は一般名	含有量(mass%)	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)
水	67～77	-	-
添加剤	23～33	企業秘密	企業秘密

化学特性(化学式又は構造式) : 特定できない
 官報公示整理番号(化審法、安衛法) : 企業秘密なので記載できない
 CAS No : 企業秘密なので記載できない

危険有害成分

労働安全衛生法(57条 表示対象物質) : ジエタノールアミン 11～16 mass%
 労働安全衛生法(57条の2 通知対象物質) : ジエタノールアミン 11～16 mass%
 化学物質管理促進法(PRT法) : ジエタノールアミン
 管理番号 626 14.0 mass%

4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移す。
 身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当を受ける。

皮膚に付着した場合 : 水と石鹸で付着した部分を洗う。

眼に入った場合 : 清浄な水で最低 15 分間、目を洗浄した後、医師の手当を受ける。

飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、直ちに医師の手当を受ける。
 口の中が汚染されている場合は、水で十分に洗うこと。

主要な兆候及び症状に関する情報 : 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。
 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
 ミストを吸入すると気分が悪くなる事がある。

5. 火災時の措置

消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガスが有効である。
 初期の火災には、粉末、炭酸ガスを用いる。
 大規模火災の際には泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

使ってはならない消火剤 : 注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
 消火には棒状の水を用いてはならない。

特定の消火方法 : 火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
 火元への燃焼源を断つ。
 周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護 : 消火作業の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。
 燃焼又は高温により有毒なガス(一酸化炭素等)が発生する可能性があるため、呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道等に排出されないように注意する。
海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 回収・中和ならびに封じ込め及び浄化の方法・機材 : 周囲の着火源を速やかに取り除く。
: 少量の場合は、ウエス、乾燥砂などに吸収させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
: 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、出来るだけ空容器に回収する。
海上の場合は、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。
薬剤を用いる場合は国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 二次災害の防止策 : 漏洩時は事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
: 周囲の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消化機器を準備する。
: こぼれた場所は滑りやすい為注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
: 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
: 静電気対策を行う。作業衣、靴等も導電性の物を使用する。
: 危険物が残存している機械設備などを修理または加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
: 容器から取り出す時は、ポンプ等を使用すること。細管を用いて口で吸い上げて（サイホンして）はならない。飲まない。
: 皮膚に触れたり、目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。
: ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
: 容器は、必ず密閉すること。

注意事項

- : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。

安全取扱注意事項

- : 常温で取扱うものとし、その際、水分きょう雑物の混入に注意すること。
: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管

適切な保管条件

- : 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管する。
: ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。

- 危険物の表示をして保管する。
熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
- 適切な技術的対策 : 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
- 安全な容器包装材料 : 空容器に圧力をかけない、圧力をかけると破裂することがある。
容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断しない、爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : ミスト及び蒸気が発生する場合は発生源の密閉化または局所排気装置を設ける。
取扱場所の近辺に、眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設ける。
- 許容濃度・管理濃度 : 規定なし（作業環境評価基準：平成 21 年厚生労働省告示第 194/195 号）
- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。
- 手の保護具 : 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
- 眼の保護具 : 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 長期間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。
- 適切な衛生対策 : 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態
- 形状 : 液体
- 色(外観) : 黄色透明
- 色 : —
- 臭い : —
- pH : 9.9(30 倍希釈)
- 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲
- 沸点 : 初留点 —
- 融点 : 流動点 —
- 引火点 : —
- 爆発特性
- 爆発限界(上限) : —
- 爆発限界(下限) : —
- 引火点 : データなし
- 密度@15°C (g/c m³) : 1.041
- 比重 15/4°C : —
- 溶媒に対する溶解性 : 水に可溶

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の状態では安定。
- 反応性 : 強酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件	: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
避けるべき材料	: 現在の所有用な情報なし。
危険有害な分解生成物	: 燃焼等による一酸化炭素等が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	: LD ₅₀ ≥ 4269 (mg/kg) 以上 (ATEmix)
急性毒性（経皮）	: LD ₅₀ ≥ 18360 (mg/kg) 以上 (ATEmix)
急性毒性（吸入：気体）	: 現在のところ有用な情報なし。
急性毒性（吸入：蒸気）	: 現在のところ有用な情報なし。
急性毒性（吸入：粉塵：ミスト）	: LC ₅₀ = 7.03 (mg/L) 以上 (ATEmix)
皮膚腐食性／刺激性	: 皮膚区分 2 の原料を 10%以上含有する。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 眼区分 1 の原料を 3%以上、眼区分 2 の原料を 10%未満、眼区分 2A の原料を 10%未満含有する。
呼吸器感作性	: 現在のところ有用な情報なし。
皮膚感作性	: 皮膚感作区分 1 の原料を含有していない。
生殖細胞変異原性	: 変異原性区分 1、区分 2 の原料を含有していない。
発がん性	: 発がん性区分 2 の原料を 1.0%以上含有。
生殖毒性	: 生殖毒性区分 2 の原料を 3.0%以上含有。
特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	: 単回毒性区分 1 の原料を 10%以上、単回毒性区分 2 の原料を 1%未満、単回毒性区分 3 の原料を 20%未満含有する。
特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	: 反復毒性区分 2 の原料を 10%以上含有する。
誤えん有害性	: 現在のところ有用な情報なし。

12. 環境影響情報

移動性	: 物理化学的性質から見て、大気、水系、土壌環境に移動しうる。
水生環境有害性 短期（急性）	: 急性区分 2 の原料を 20%未満含有する。
水生環境有害性 長期（慢性）	: 慢性区分 1、区分 2、区分 3、区分 4 の原料を含有していない。
オゾン層への有害性	: 現在のところ有用な情報なし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：

投棄禁止。

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

埋立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定めた基準以下であることを確認しなければならない。

燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける。

汚染容器包装： 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類： 国連の分類基準に該当しない
 国連番号： 該当番号なし

下記、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

国内規制： 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上輸送 消防法： 非危険物
 容器： 危険物の規制に関する規則別表第 3 の 2 項に定めたものを使用すること。(注) 容器は危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 5 に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。

海上輸送 船舶安全法： 非危険物 (個別運送及びバラ積み運送に於いて)

航空輸送 航空法： 非危険物

輸送の特定の安全対策及び条件： 火気厳禁
 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。
 運搬時の積み重ね高さは 3m 以下とする。
 第 1 類及び第 6 類の危険物及び高圧ガスを混載しない。

その他関係法令の定めるところに従う。

15. 適用法令

消防法： 非危険物
 労働安全衛生法
 危険物： 該当しない
 57 条表示対象物質： 対象物質を含有する
 57 条の 2 通知対象物質： 対象物質を含有する
 有機溶剤中毒予防規則： 該当しない
 特定化学物質等予防規則： 該当しない
 毒劇物取締法： 該当しない
 化学物質管理促進法 (P R T R 法)： 指定化学物質を含有する
 水質汚濁防止法： —
 下水道法： —
 海洋汚染防止法： ジェタノールアミン (Y 類) を含有する
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律： 産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)
 船舶安全法： 非危険物 (個別運送及びバラ積み運送に於いて)
 航空法： 非危険物

16. その他の情報

引用文献

1. ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute. (米国規格協会)
2. 新・絵で見る中毒 110 番 (保険同人社)
3. 許容濃度の勧告 (2010) 日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
4. 化審法 既存化学物質 ハンドブック 第4版 化学工業日報社
5. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH (2010)
6. IARC monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans vol 33.
7. EU 理事会指令「67/548/EEC」の付属書1「危険物リスト」
8. 新版 危険・有害物便覧、page 528, 690
9. 製品安全データシートの作成指針 (日本化学工業協会)
10. IARC monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans vol 45.
11. JIS Z 7253 : 2019
12. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 改訂 6 版 (国際連合, 2015)
13. 危険物輸送に関する勧告 第 I 巻 第 15 改訂版 (国際連合, 2007)
14. 使用原料の製品安全データ

免責事項

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱い事業者に提供されるものです。

記載内容は本データシートの作成時または改正時において当社が入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、情報の正確性や安全性を保証するものではありません。

すべての化学製品は未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。

また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものです。特別な取り扱いをする場合には、ご使用者各位の責任において個々の取り扱い等の適切な処置を講ずる必要がございます。新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、活用されるようお願いいたします。

本製品の安全データシートは、JIS Z 7253:2019 に従い作成したもので、この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
